

# 西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

## 占出山町だより



2007年7月号

もうすぐ祇園祭です。占出山町の事務所を出る夕暮れ時、鉾町集会所からお囃子の練習が聞こえてきます。お祭りを待つ気分、いいものですね。



7月号目次

- ☆ 年金納付記録、思い出すコツは？
- ☆ 9月からの社会保険料、こうして決まります。



### ☆ 年金納付記録、思い出すコツは？

年金記録不明問題ですが、結局平成20年度に全受給者約3000万人そして全加入者加入者約7000万人の計約1億人に社会保険庁から詳細な年金加入履歴を送付するという方法で收拾を図る、ということで落ち着きそうです。

緊急の不安をお持ちの方は別として、履歴が送られて来るのを待つしかないわけです。ずっと同じ会社にお勤めの方は、会社に記録もあるでしょうし、問題はないのですが、転職や引越し等が多かった方は、ご自身の記憶があいまいな場合もあると思います。そんなときは、この方法で思い出してみてください。

ご自身の歴史の中の大きなイベントと結びつけてそのとき勤めていた会社、その時住んでいた場所を特定するのです。

**例えば…**、昭和48年に結婚したけど、そのときに会社を辞めたっけ。あの会社は大阪の〇〇商事だった…。

長男が昭和50年に生まれて、暑い中会社を早退して出生届を出しに行ったなあ。あの時勤めていたのは、中京区の会社で…。

といった感じです。そのほか、お子様の進学、ご兄弟の結婚、資格の取得、などなど自分を振り返ると、お仕事の歴史も明確になってくると思います。

また、今後の年金納付記録不明問題の動きには十分注意して、何らかの自分からのアクションが必要な場合にはなおざりになさらないことを強くお勧めします。

### ☆ 9月からの社会保険料、こうして決まります

これは、厚生年金・健康保険に加入している会社にお勤めの方向けのお話です。

毎年の厚生年金・健康保険の保険料が決定されるのは7月、そして決定された保険料は9月～翌年の8月まで適用されることとなります。

(裏面へ続く)

簡単にご説明しますと…。

一人ひとりの社員の4月～6月の三ヶ月間の給与を月数で割り、その金額を標準月額等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。

もし、報酬支払いの基礎となる日数（つまり働いた日ですね）が17日未満の月がこの間にあれば、その月は分母と分子両方から除いて計算します。

前は、この日数が20日だったのですが、パート・アルバイトの方にもなるべく社会保険をとということから17日に改正されました。

そして標準報酬月額に保険料率を掛けて、その半分ずつを会社と被保険者本人が負担します。この保険料額は9月から翌年の8月まで、よほど給与が変動しない限り適用されます。40歳以上の方はここに介護保険料もプラスされます。

毎月毎月の給与が違くと保険料の計算が煩雑なのでこの方法を採用しているのですね。

この標準報酬月額等級表ですが厚生年金はそのまま、そして健康保険は改正されて以下のようにになりました。

健康保険 1級（58,000円）～47級（1,210,000円）

\*従来 1級（98,000円）～39級（980,000円）

厚生年金 1級（98,000円）～30級（620,000円）

つまり、健康保険は最低標準報酬月額を低く設定することで、短時間労働の方などにも門戸を広げ、また最高額を上げて少しでも給与所得の多い人から沢山お金を貰いたい！厚生年金は、沢山お金を貰ってもあとで高い年金を払うのは嫌だから62万までにしとく！ということでしょうか？

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー  
西尾 雅枝

## 西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール [nishio@nishio-sr.com](mailto:nishio@nishio-sr.com)

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

